

議会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 平成29年11月7日（火）～8日（水）

2 視察先及び視察事項

（1）大分市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 議会改革等の各種取組について
- ⑫ 政策条例制定への取組について

（2）北九州市

- ① 議会の構成について
- ② 議会の役職等について
- ③ 本会議の質疑・質問等について
- ④ 討論について
- ⑤ 議会運営委員会について
- ⑥ 予算審査について
- ⑦ 決算審査について
- ⑧ その他の特別委員会について
- ⑨ 常任委員会について
- ⑩ 請願・陳情の取扱いについて
- ⑪ 議会改革等の各種取組について
- ⑫ 政策条例制定への取組について

3 視察委員

委員長	山崎直史
副委員長	山田晴彦
委員	橋本勝
同	原典之
同	野田雅之
同	沼沢和明
同	かわの忠正
同	市古映美
同	石田和子
同	佐野仁昭
同	山田益男
同	岩隈千尋
同	堀添健

4 視察概要一①

(1) 視察先

大分県大分市

(2) 視察月日

11月7日(火)

(3) 対応者

議会活性化推進会議 高野 博幸 副議長 (社会民主クラブ)

齊藤由美子 議員 (共産党)

議会事務局議事課 参事兼政策調査室長



(4) 調査項目

① 議会の構成について

(1) 条例定数 44人

(2) 会派所属議員数 (平成24年3月27日改正)

自由民主党	16人
社会民主クラブ	8人
公明党	6人
新市民クラブ	5人
おおいた民主クラブ	3人
日本共産党	3人
新政クラブ	2人
無所属	1人

② 議会の役職等について

(1) 正副議長の選出方法

互選により決定している。慣例的に、議長は第一会派である自由民主党から選出されている。副議長は、第二会派の社会民主クラブや公明党から選出された実績がある。

(2) 議選監査委員の選出方法

会派代表者会議で、選出会派を協議し決定している。

(3) 常任委員会の正副委員長を選出方法

会派代表者会議で選出会派を協議し、委員会の互選により決定している。

③ 本会議の質疑・質問等について

(1) 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

ア 代表質問・質疑

大分市議会では、代表質問は所属議員が4人以上の会派が行う。所属議員が3人以下の会派は代表質問に続いて総括質問を行う。以下は、代表質問・総括質問についてあわせて回答する。

形態：当初予算を審議する議会で行う。ただし、市長選挙のある年は次の定例会で行う。各会派1人が行う。

発言時間：答弁を含め、代表質問は120分以内、総括質問は90分以内。

回数制限：いずれも、質問回数は3回まで。

質問残時間の把握方法：議場に残時間を表示している。

イ 一般質問（個人質問）

形態：一括質問方式、分割質問方式、一問一答質問方式のいずれかを選択

発言時間：答弁を含め60分

回数制限：なし

質問残時間の把握方法：議場に残時間を表示している。

(2) 通告方法について

ア 代表質問・質疑

イ 一般質問（個人質問）

代表質問、総括質問、一般質問（質疑）の発言通告は、質問の始まる日の2日前（その日が祝日、土・日曜日である時は、その前日）の午前11時までに通告する。

④ 討論について

(1) 通告方法について

当日開議前30分までに通告する。

(2) 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

特に取り決めはない。

⑤ 議会運営委員会について

(1) 定数

11人

(2) 任期

2年

(3) 設置根拠

大分市議会委員会条例

(4) 委員及び正副委員長の選出方法

委員は、先例により4人以上の所属議員を有する会派から、会派人数に応じて選出している。正副委員長は互選により決定している。

(5) 協議事項の決定方法

付託された議案、陳情等を除き、各会派の意見を尊重し、できるだけ協議により調整を図ることとしており、全会一致で決定することが多い。

(6) 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

ア 請願

なし

イ 陳情

なし

⑥ 予算審査について

※予算審査については、各常任委員会に分割付託し審査している。

⑦ 決算審査について

(1) 設置時期

9月定例会の会期中

(2) 正副委員長の選出方法

会派代表者会議で選出会派を協議し、委員会の互選により決定している。

(3) 審査方法

決算審査特別委員会は、分科会方式を導入しており、分科会の構成委員と所管事項は、各常任委員会と同様としている。

⑧ その他の特別委員会について

(1) 設置時期

平成29年3月の改選後に委員会設置と委員選任の議決をした。

調査特別委員会名	定数
子ども育成・行政改革推進特別委員会	10人
総合交通対策特別委員会	13人
地域活性化対策特別委員会	12人

(2) 正副委員長の選出方法

会派代表者会議で選出会派を協議し、委員会の互選により決定している。

(3) 審査方法

議案は、議会運営委員会及び決算審査特別委員会に付託するものを除き、常任委員会に付託し審査を行うのが原則だが、案件によっては特別委員会に付託され、審査を行った事例もある。

閉会中も審査、調査ができるよう、常任委員会同様に議決を行っている。

⑨ 常任委員会について

(1) 常任委員会数（定数）及び各常任委員会開催日数（うち閉会中の開催日数）

平成28年実績

常任委員会名	定数	開催日数	うち閉会中開催日数
--------	----	------	-----------

総務常任委員会	9人	16回	3回
厚生常任委員会	9人	16回	3回
文教常任委員会	9人	15回	2回
建設常任委員会	9人	20回	7回
経済環境常任委員会	8人	17回	3回

※経済常任委員会は、29年第1回定例会から経済環境常任委員会(所管事項にも変更あり)

(2) 閉会中の継続審査及び調査について

ア 本会議での議決内容

「閉会中における各常任委員会の継続審査及び調査事件」による。

(3) 請願・陳情の審査

ア 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

実績なし

イ 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

請願・陳情の提出者が希望する場合、付託された委員会で、意見を聴くと判断すれば、委員会開催前に10分程度、意見陳述の機会を設けている。

(4) 傍聴者への資料提供について

資料提供を行っている。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

(1) 平成28年の受理件数

請願 7件

陳情 6件(上程前取下げ1件含む)

(2) 平成28年の処理状況

請願 (採択3件、不採択3件、継続審査5件、取下げ0件)

陳情 (採択2件、不採択2件、継続審査15件、取下げ1件)

(3) 請願と陳情の取扱いの差異

紹介議員の有無のほかは、特に差異はない。(市内に住所等を有する者から提出された市の事務に関し施策を求める陳情以外は、議長まで供覧等するのみで陳情として委員会審査等を行わない。)

(4) 付託の時期

会期日程中の委員会付託前々日の17時までに提出のあったものは、定例会中の委員会に付託し審査を行う。

(5) 審査方法

定例会開会中に審査を行う。執行部から請願・陳情に関する現状等について説明を受け、現状等に対する質疑応答を経て審査を行う。委員会として、採択、不採択、継続審査のいずれかの結論を出した後、本会議で委員長報告を行う。

(6) 分割付託

実績なし。

(7) 個人情報の取扱い

付託された委員会での審査は文書整理表により行う。文書整理表には、提出者の住所、氏名は記載しており、傍聴者にも資料として提供している。採択された請願、陳情は、文書整理表をホームページで公開するのでその旨を提出者に説明し了承をもらっている。

⑪ 議会改革等の各種取組について

(1) 議会活性化推進会議の取組

「大分市議会 議会改革の歩み」等による。

(2) 議員提案による政策的条例案の取組

「議員政策研究会の政策条例づくりフロー」等による。

(3) その他の取組

「大分市高校生議会の概要」等による。

(5) 主な質疑内容等

① 議会活性化推進会議について

Q 議会活性化推進会議の構成及び行政視察対応状況について

A 議会活性化推進会議は、議長、副議長及び各会派から選出された各1人以上の議員から構成されており、現在13人の議員が所属している。議会改革に関する項目の他都市行政視察受け入れの対応については、原則として議会活性化推進会議の委員2人が交代で行っており、およそ月2回程度となっている。

Q 議会活性化推進会議の意思決定について

A 議会活性化推進会議においては、全会一致により意思決定を行っている。各委員の意見の一致が見られない場合には、丁寧に時間をかけて話し合うことにより、互いに一致できる点を見出すことを目指して協議を行っている。

② 意見交換会（議会報告会）について

Q 意見交換会の参加者層について

A 本市議会では、平成20年から市民意見交換会を実施しているが、参加者層については、最近では減少傾向にあり、また参加者の固定化が問題となっている。具体的には、町内会・自治会の会長や、各議員の個人的な支援者が主に参加している状況である。

Q 意見交換会における議員の発言について

A 意見交換会は市議会を主体として開催していることもあり、会派や個人主体の意見交換会とは厳密に区別し、個人的な意見は述べないよう申し合わせている。市民からの質問に対しても、常に議会としての回答を行っており、

仮に個人的な回答を求められた場合にも司会者がお断りしている。各会場には5常任委員会委員1人及び議会活性化推進会議委員1人が出席しており、会場責任者に割り当てられた議員が説明者及び回答者を割り振っている。

Q 意見交換会における政策条例制定に向けた協議について

(説明者) 政策条例案をテーマとした意見交換会を実施した場合には、参加者から出された意見を参考に集約した上で、議員政策研究会において時間をかけて議論し、次回の意見交換会に改めて提示するようにしている。

Q 意見交換会実施に至るまでの各会派の意見調整について

A 議会基本条例に意見交換会の開催等について明記されており、実施に向けては各会派から様々な意見があったが、最終的には全員に納得していただいた上で実施に踏み切った。

Q 意見交換会の今後の検討課題について

A 意見交換会における回答は議会としての回答となるため、参加者に不満が残ることへの懸念はあるが、出された意見は常任委員会などの議会活動の場で取り上げて議論し、次回以降の意見交換会における回答につなげるよう努力している。また、参加者が減少している状況について、意見交換会の案内チラシを普段配布していない駅で配布するなど、試行錯誤を続けている状況である。

③ 請願・陳情について

Q 請願・陳情提出者の意見陳述の内容について

A 請願・陳情提出者が希望する場合は、原則として意見陳述を行うことを認めている。過去、認めなかった例はなかったと記憶している。意見陳述は委員会開会前に実施しており、委員会記録には意見陳述の発言を掲載していない。

④ 通年議会について

Q 通年議会の導入に関する議論について

A 本年2月の改選前までは、協議の議題に挙げられたことはあったが、改選後は特に議題にはなっていない。現在のところ、具体的な議論にまで至っていない状況である。

⑤ 政策条例制定について

Q 議員政策研究会における政策条例制定への取組について

A 議員政策研究会は、7人の役員会議、15人以内の推進チームを中心に、全議員による全体会議で構成される研究会である。政策条例の制定に向けては、議員政策研究会において、時間をかけて協議・検討を行い、内容の精査を進めている状況である。他都市では常任委員会において政策条例制定に係る議論を行っている例もあると仄聞しているが、本市では議員政策研究会で取り扱っており、議員全員が関わる形で協議を行っている。

⑥ 政務活動費について

Q 政務活動費の公開について

A 政務活動費の収支報告書及び領収書については、これまでも事務局において原本を公開していたが、来年から市議会ホームページにおける公開を開始することとした。公開に向けた協議の過程では、特に異論が出ることはなかった。

4 視察概要一②

(1) 視察先

福岡県北九州市

(2) 視察月日

11月8日(水)

(3) 対応者

議会事務局議事課長

議会事務局政策調査課係長



(4) 調査項目

① 議会の構成について

(1) 条例定数

57人(平成28年3月31日改正)

(2) 会派所属議員数

自由民主党	21人
公明党	13人
ハートフル北九州	11人
日本共産党	10人
ふくおかネット	1人
希望と未来	1人

② 議会の役職等について

(1) 正副議長の選出方法

選挙による。

(2) 議選監査委員の選出方法

議会での申し合わせはない。

(3) 常任委員会の正副委員長の選出方法

議長が会議に諮って選任する。(閉会中は議長が選任する。)

③ 本会議の質疑・質問等について

(1) 形態及び発言時間、回数制限、質問残時間の把握方法

「本会議での発言方法について」による。

(2) 通告方法について

ア 代表質問・質疑

イ 一般質問(個人質問)

質疑及び質問の発言通告書は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日までに議長に提出する。

④ 討論について

(1) 通告方法について

討論の発言通告書は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会の開会時までには議長に提出する。

(2) 全会派が賛成または反対している案件についての討論の可否

可

⑤ 議会運営委員会について

(1) 定数

9人

各会派から選出される委員をもって構成するものとし、選出する委員の数は次のとおりとしている。

所属議員	5人以上の会派	1人
〃	10人以上の会派	2人
〃	15人以上の会派	3人（定限）

(2) 任期

2年

(3) 設置根拠

北九州市議会委員会条例

(4) 委員及び正副委員長の選出方法

議長が会議に諮って選任する（閉会中は議長が選任する）。委員長には議長の所属する会派が推薦する委員を充てる。副委員長には副議長の所属する会派が推薦する委員を充てる。

(5) 協議事項の決定方法

全会一致を原則としている。

(6) 請願・陳情の付託、審査状況（今期での付託件数及び件名）

請願 なし

陳情 1件（陳情第30号 北九州市議会会議規則の一部改正について）

⑥ 予算審査について

(1) 設置時期

質疑終了後、全議員構成で設置。

(2) 正副委員長の選出方法

役職者は、委員長、副委員長各1人、3つの分科会に主査、副主査各1人の計8人。役職は、所属議員5人以上の会派に大会派順で輪番制により割り当てる。

(3) 審査方法

各分科会では、局別審査を4日間行う。局別審査での会派の質疑持ち時間は、10分＋5分×会派所属議員数としている（所属議員1人の会派（無所

属を含む。)は1人10分以内)。局別審査(4日間)終了後、各分科会で市長質疑(総括質疑)を行い、全体会で採決を行う(全体会での質疑は行っていない)。

市長質疑の時間は、各分科会とも約2時間であり、大会派順に質疑を行う。会派の持ち時間は、所属議員3人以下の会派は、360分÷議員定数とし、所属議員4人以上の会派は、(120分-所属議員3人以下の会派の持ち時間の合計)÷所属議員4人以上の会派数としている。

⑦ 決算審査について

- (1) 設置時期
- (2) 正副委員長の選出方法
- (3) 審査方法

(1)~(3)とも「⑥ 予算審査について」と同様。

⑧ その他の特別委員会について

設置していない。

※平成22年4月設置された議会基本条例制定検討会において、特別委員会については、個別・具体的に必要に応じて設置すべきとの方向性が示され、その旨を議会運営委員会において確認し、平成23年以降、特別委員会は設置されていない。

⑨ 常任委員会について

(1) 常任委員会数(定数)

①総務財政委員会	10人
②経済港湾委員会	9人
③教育文化委員会	10人
④保健病院委員会	10人
⑤環境水道委員会	9人
⑥建設建築委員会	9人

(2) 各常任委員会開催日数(うち閉会中の開催日数平成28年実績)

①総務財政委員会	20回(11回)
②経済港湾委員会	16回(7回)
③教育文化委員会	17回(8回)
④保健病院委員会	17回(8回)
⑤環境水道委員会	16回(7回)
⑥建設建築委員会	16回(7回)

(3) 閉会中の継続審査及び調査について

ア 本会議での議決内容

本会議最終日に、請願・陳情の継続審査、所管事務の継続調査を議決する。

(4) 請願・陳情の審査

ア 請願の審査における紹介議員の趣旨説明

請願の審査における紹介議員の趣旨説明は求めている。

イ 請願・陳情の審査に当たっての提出者の意見陳述の実施及びその方法

請願者が希望すれば、委員長の許可を得て、委員会開会前あるいは休憩時に、口頭陳述（趣旨説明）をすることができる。人数、時間は5人以内かつ5分以内。

(5) 傍聴者への資料提供について

委員席表、付議事件及び請願・陳情文書表を傍聴受付時に1人1部ずつ配付。また、委員会終了後に請願・陳情文書表及び報告関係資料等をホームページに掲載。

⑩ 請願・陳情の取扱いについて

(1) 平成28年の受理件数

請願 4件

陳情 47件

前年からの継続審査件数 請願 14件、陳情 64件

(2) 平成28年の処理状況

請願（採択0件、不採択0件、継続審査18件、取下げ0件）

陳情（採択1件、不採択10件、継続審査101件、取下げ1件）

※採択・不採択には一部採択・一部不採択を含む。

(3) 請願と陳情の取扱いの差異

原則として請願と同様に所管の常任委員会へ付託し審査を行う。ただし、提出された陳情が以下の内容に該当すると議会運営委員会において判断された場合は、議会への意見として取り扱い、各会派を通じて議員に周知する。

(1)趣旨が明らかでないもの

(2)法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの

(3)単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの

(4)係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの

(5)市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの

(6)市の公益に関する内容と認められないもの

(7)その他議会の審議に付すことが適当でないと認められるもの

(4) 付託の時期

通常は定例会ごとに①会期の初日（前定例会の締め切り日後に受理したもの）と②会期中に請願・陳情を審査する委員会の日（①以後、当該定例会の締め切り日までには受理したもの）の2回付託している。

(5) 審査方法

急施を要するもの及び議案に関連するものについては会期中に、その他の

ものについては閉会中に行う。

委員会での審査は、書記が文書表を朗読した後、執行部の説明、質疑となる。なお、口頭陳情の申し出があれば、委員長の許可により、開会前又は休憩時に受けるのを例としている。また、委員会において結論を出したときは、委員会報告書の提出を経て本会議で上程され、本会議では委員長報告を省略し、採決を行う。

(6) 分割付託

請願書又は陳情書の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願書又は陳情書が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(7) 個人情報の取扱い

請願書・陳情書に記載された情報は、請願者・陳情者の住所・氏名を含め、付託する委員会の特定や事実確認のため、付託前に所管部署に提供する。また、請願者・陳情者の住所・氏名等が記載された文書表は、議員のほか報道機関にも配布される。ただし、市議会ホームページに平成29年10月以降に掲載される文書表には住所・氏名は記載しないこととした。

⑪ 議会改革等の各種取組について

※今任期の取組

- ・平成29年3月14日設置（代表者会議で設置を決定）
- ・構成員：所属議員5名以上の会派の幹事長ほか1名ずつ、計8名で構成
- ・協議事項：議会活動の効率化、議場整備
選挙公報の発行
議会活動の広報強化
政務活動費支出の透明性の向上
- ・開催実績：4回開催（5／11、6／14、8／21、9／29）

⑫ 政策条例制定への取組について

条例名	議決日 施行日	提案者
北九州市商店街の活性化に関する条例	平成25年10月8日 平成25年11月1日	経済港湾委員会
北九州市中小企業振興条例	平成26年12月8日 平成27年4月1日	経済港湾委員会
北九州市子ども読書活動推進条例	平成27年6月26日 平成27年7月3日	教育水道委員会

※平成25年度以降。

(5) 主な質疑内容等

① 議会報告会について

Q 議会報告会における議員の発言について

A 複数会場で実施しているが、会派・個人の意見は述べないとの申し合わせがあるため、常に議会全体としての回答がなされており、開催会場や出席議員によって発言内容に差が出ることはない。

Q 議会報告会における参加者の状況について

A 平成23年から実施しているが、参加者数は減少傾向にある。平成23年当初は、町内会・自治会会長に参加について依頼していたが、ここ数年は特段行っていない。最近は、大学生の参加が目立ってきた印象である。

Q 議会報告会の広報活動について

A 議会報告会の開催については、市政だよりや市議会だよりの掲載に加え、テレビやラジオのCMを活用している。このうちテレビについては、執行部が確保している民放2局（週1回約5分）の枠を効果的に活用し、議会の広報に努めている。また、議会報告会の参加者は、議員個人及び各会派の動員に頼る部分が非常に大きいものと思われる。

Q 議会報告会の今後の検討課題について

A 参加者の減少が顕著となっており、議会改革協議会において対策を検討中である。議会基本条例では「必要に応じて開催」としていることから、議会報告会という形式にこだわることなく、より効果的な手法を模索していきたいとの意見もある。

② 請願・陳情について

Q 一部採択（一部不採択）の内容について

A 本市では、一つの請願・陳情の中に複数の願意が含まれている場合、項目別に採決を行い、一部採択（一部不採択）の取扱いを認めている。

Q 継続審査となった請願・陳情の取扱いについて

A 継続審査となった請願・陳情の件数は比較的多く、結論が出ないまま審議未了廃案となるものが大半である。

Q 継続審査中の請願・陳情にかかわる質問について

A 継続審査中の請願・陳情にかかわる質問の実施について、特段の制限はない。委員会の審査前及び審査後のいずれにおいても、質問は可能である。

Q 請願・陳情提出者の意見陳述の内容について

A 請願・陳情提出者が希望する場合は、原則として意見陳述を行うことを認めている。不許可となった例はない。意見陳述は委員会開会前に実施しており、委員会記録には意見陳述の発言を掲載していない。なお、意見陳述の前に請願・陳情文の書記朗読を行っている。

③ 特別委員会について

Q 特別委員会を設置しない理由について

A 市では、平成23年度の議会基本条例施行に合わせ、常任委員会の所管事務の調査を開始したのと同時に、それまで複数存在した特別委員会の設置を見合わせる事となり、そのまま現在に至る状況である。

④ 通年議会について

Q 通年議会の導入に関する議論について

A 通年議会については、本市では特に議題に挙げられていない。

⑤ 政策条例制定について

Q 政策条例の内容及び制定経過等について

A 平成25年以降、3件の政策条例を制定したところであるが、「商店街の活性化に関する条例」及び「中小企業振興条例」の2件については理念条例の色合いが強い内容の条例である。一方、「子ども読書活動推進条例」については、「子ども図書館」と呼ばれる施設の設置を義務付けるものであり、執行部側との長年にわたる調整を経て、条例制定につなげることができた。

⑥ 市議会だよりについて

Q 議員の個人名が掲載されていないことによる影響について

A 当該議会で質問された内容について、各議員が等しく1人1問ずつ掲載されるため、公平性及び匿名性の確保がなされていることから、メリットとデメリット双方の意見を伺っているところである。最近では、個人名の掲載に関する要望が増えてきているため、議会改革協議会において検討中である。

⑦ 九州北部豪雨への対応について

Q 市議会復旧・支援本部の設置について

A これまで条例、議会における設置のルールや規定等は存在していなかったため、平成29年7月の九州北部豪雨の発生を受け、市議会内に「市議会復旧・支援本部」を臨時に設置することとなった。災害発生時に市議会としての役割や情報提供などの動きを決定していくことが目的であり、九州北部豪雨の際には、大きな被害を受けた福岡県朝倉市の議会に対し、市内の各種団体から預かった義援金を届けるなどの活動を行った。